

カンタン解説

薬機法とは？

—— 健康食品編 ——

医師を起用したPR手法のご提案

目次

01

薬機法ってナニ？

02

医師推薦の活用法について
(NG例&OK例)

03

実際の違反事例(①②)

04

警告を無視し、違反をし続けると…

05

お任せください

06

お問合せ先



薬機法ってなに？

- ✓ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の「製造」「販売」「広告」などについてのルールを定めた法律です。
- ✓ 目的は消費者を守ること！
製造・販売に関わる事業者は、この法律を必ず守る必要があります。

例えば…

NG

病気が治る！



OK

健康管理に役立つ
サポート食品



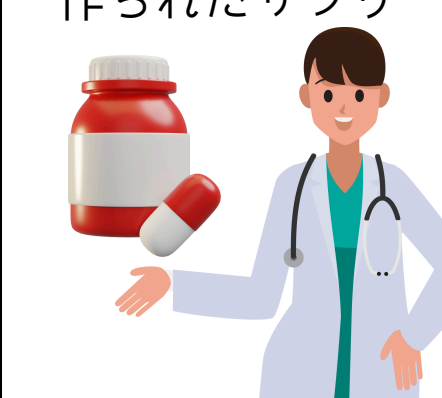
NG

医師がおすすめする
から絶対に効く!!

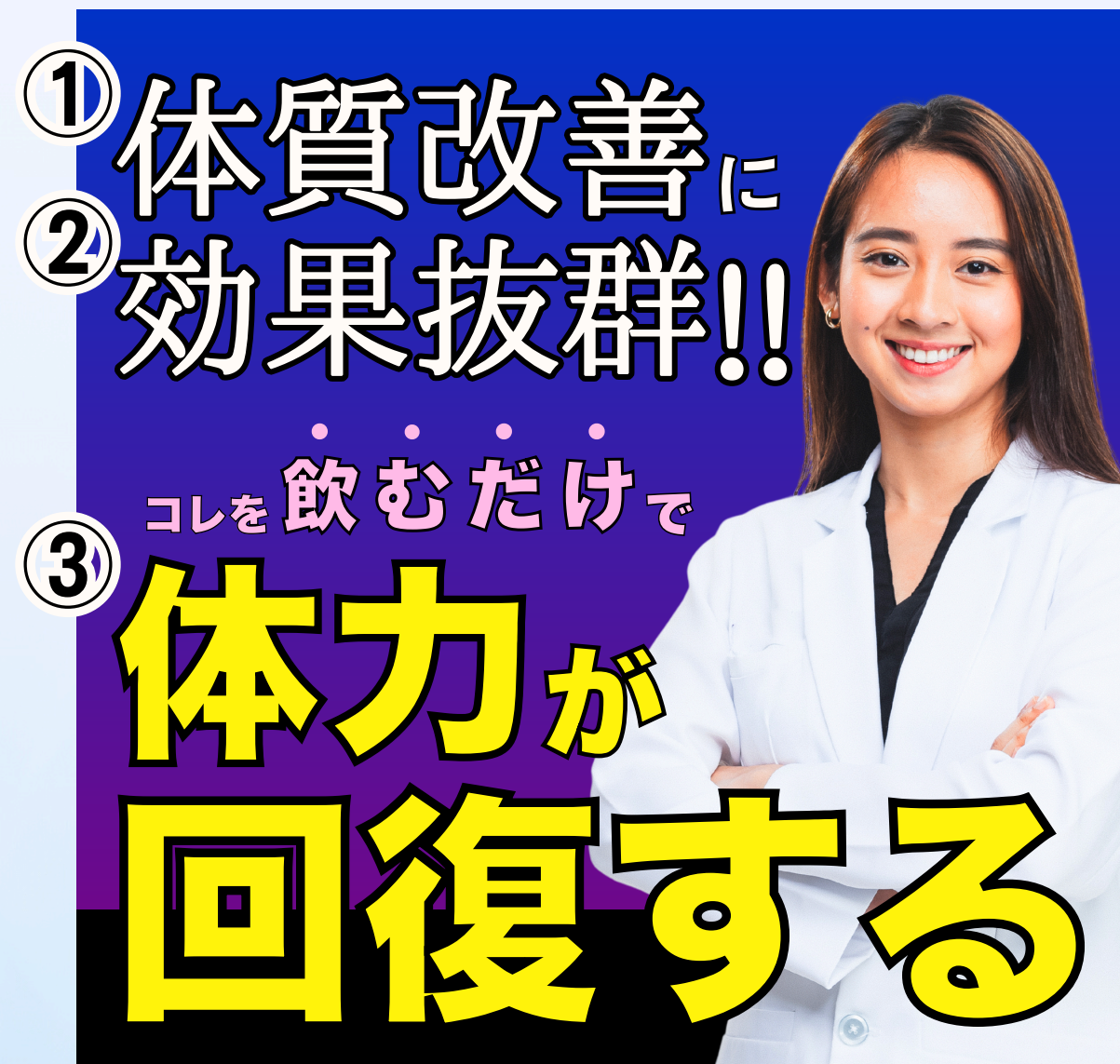


OK

医師監修
栄養指導を受けて
作られたサプリ



NG例



① ② ③

① 体質改善に
② 効果抜群!!

コレを飲むだけで

③ 体力が
回復する

A female doctor in a white lab coat stands with her arms crossed against a blue and purple background. The text is overlaid on the image.

①体質改善

医薬品的効果を暗示させるのでNG!

②効果抜群

健康食品を逸脱した表現のためNG!

③体力が回復する

効果を断言しているのでNG!

OK例



④ ⑤ ⑥

④ 活動的な
⑤ 毎日の
ために

⑤ 体力づくりを支える
健康食品です

医師監修 一過性の疲労に

⑥ 医師監修の体力ケア

A female doctor in a white lab coat stands with her arms crossed against a red and orange background. The text is overlaid on the image.

④活動的な毎日のために

病的な健康状態に関係ない表現ならOK!

⑤体力づくりを支える

前向きな生活全般をサポートという表現ならOK!

⑥医師監修の体力ケア

医師が監修していることを伝えるのはOK!

血圧が



下がる!!

事例①

ある健康食品が
「血圧が下がる!」と宣伝



消費者庁から警告 ⚠

〈ポイント〉

「血圧が下がる!」といった
直接的な病気の改善効果を
謳うことは、**薬機法違反**に
該当します。

これにより、**消費者庁から警告**
が出されることになります。



事例②

ペット用サプリが
「白内障が治る!」と宣伝



景品表示法違反で罰金 ⚠

〈ポイント〉

効能や効果を
「絶対的に保証する表現」や
「治療的な表現」はNGです!

「サポート」や「助ける」など、
柔らかい表現を使いましょう!

消費者庁からの警告を無視し続けると…

- 1. 表現の自由が奪われる
→ 広告やLPを修正・削除命令されることも!
- 2. 売上に対して罰金(課徴金)あり
→ 数百万円～2,000万円以上の事例も…
- 3. 社名が公表されて信頼ダウン
→ 消費者庁HPで企業名＋商品名が晒される
→ Yahoo!ニュースで拡散&炎上リスクも

ご覧いただきありがとうございました！

もしかすると、ご不安になられたかもしれません。

あるいは、大変そうだから「医師を起用したPR」は実施しないでおこう...

こんなことも感じたかもしれません。

でも、ご安心ください！

弊社は医師キャスティングの料金の範囲内で

「**薬機法**や**景表法**を**専門**とする**弁護士**」が

リーガルチェックや**修正案**などのご提示をさせていただきます。

ぜひ、お気軽にお問合せください。

お問い合わせ先は次ページ→ 8

お気軽にご相談ください！



株式会社 医師のとも PR部
女医プラス・医師プラス事務局



03-6459-3678



doctor.pr@ishinotomo.com



株式会社医師のとも

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル2階
医師のともはMRT株式会社(証券コード6034)のグループ企業です。